平成29年度計画

# 瀬戸内市中期財政計画

(平成29年度~平成38年度)

平成29年10月

総務部財政課

# 目 次

1.		bic	
2.	瀬戸内	3市の財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1)	歳出決算額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)	歳入決算額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(3)	基金残高の推移	
	(4)	市債残高および公債費等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(5)	公営事業会計への繰出額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(6)	公営事業会計市債残高の推移	5
	<b>(7)</b>	財政指標の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	■県内	D都市別決算状況等	
3.	中期則	<b>オ政見通し</b>	8
	(1)	基本的事項	8
	(2)	歳入推計方法	
	(3)	歳出推計方法	8
	(4)	中期財政見通しの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
		財政見通し 集計表	
4.	財政週	<b>[営適正化計画(財政健全化に向けての取り組み)</b>	
	(1)	財政健全化の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	…12
	(2)	財政運営の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)	財政健全化に向けた具体的方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	…13
5.	財政週	■営適正化計画実施後の財政状況	
	(1)	計画実施後の収支見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)	歳入推計の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	…16
	(3)	歳出推計の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	…16
	(4)	基金残高の推移	
	(5)	市債残高および公債費等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	…17
	(6)	公営事業会計への繰出額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	<b>(7)</b>	公営事業会計の市債残高の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(8)	財政指標の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	…19
	■財政	文運営適正化計画 集計表	
	■用語	5解説	

# 1 はじめに

本市は、平成16年11月1日に邑久郡の牛窓町・邑久町・長船町が合併して生まれました。合併当初には多額の借入を行わなければ、予算編成ができないという時期もありましたが、さまざまな行財政改革を行い、現在では合併当初のような事態は回避できている状況です。

しかしながら、一昨年度作成した瀬戸内市公共施設再編計画では今後 40 年間で延べ床面積 40%の施設総量の削減を行うとしています。これは現状の施設をこのまま維持することはできず、何もしなければ市の経営が成り立たなくなることを示しているものです。さらに少子高齢化には歯止めがかからず、社会保障関係経費は現在の事業を維持すれば増額していくことが確実です。

歳入に目を向けると、この合併後10年は、普通交付税や市債の発行において、合併後の様々な問題を解決するために有効な財源が多くありました。しかし、これらの財源も段階的に削減となります。普通交付税の合併算定替えに伴う段階的削減も一昨年度から始まったところです。合併前のように旧町単位で政策を行うのではなく、瀬戸内市という一つの団体としての行財政運営が不可欠となっています。

直近の財政状況をみれば、健全な行財政運営ができていると見えがちですが、上述のような状況もあり、10年、15年先を見据えれば決して現状で良いということはありません。市民生活に影響を及ぼす大きな改革は、市民の皆様や市議会に諮り、決定していくものですが、全ての方々に、全く痛みのない改革はあり得ないことをご理解いただき、最善の市政を行わなければなりません。

本市に関わる方々にとっては耳の痛い現状を伝えることとなったかもしれませんが、大きな改革といえば、施設・事業の廃止だけがすべてではありません。現状を打破していくには新たな取り組みも必要となります。昨年度には、瀬戸内市民図書館及び瀬戸内市民病院がオープンするなど、さまざまな事業の実施もしています。

新たな取り組みを行うにも、歳入は限られているため、事業の縮小・廃止、施設の統廃合などはこれから必須となりますが、第二次瀬戸内市総合計画で目指す 「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」 を実現するため、職員一人ひとりが自らの問題として真剣に捉え、瀬戸内市中期財政計画に基づき計画的かつ安定的な財政運営を行うため、これまでと同様に市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、全庁を挙げて改革に取り組んでいきます。

# 2. 瀬戸内市の財政状況

今後の財政運営について検討するにあたり、まず過去10年間の財政状況を分析します。

# (1) 歳出決算額の推移

歳出決算額は、主に普通建設事業費に分類される大規模事業の実施により大きく増減します。平成21~22年度は国の経済危機対策による交付金事業の実施による増、平成25年度は学校施設の耐震化工事などの実施による増、平成27年度は新図書館整備工事、クリーンセンターかもめの改修工事などによる増、平成28年度は新病院の建設に係る病院事業会計への出資金などにより増加しています。

人件費は、計画的な職員数の削減や手当の見直しなどにより年々減少していましたが、平成23年度は年金制度改正や職員の退職増などの一時的な要因により若干の増加に転じています。

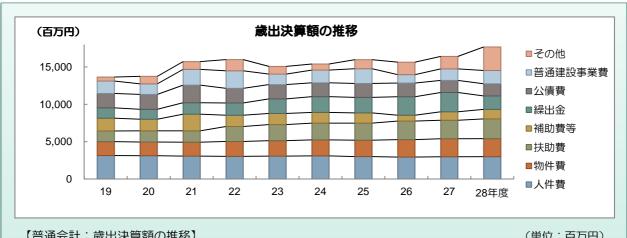
物件費は、事務事業の見直しや内部管理経費の削減などの効果により、平成17年度から大きく減少していましたが、施設の管理運営費の増額等により増加に転じています。平成26年度においては、教育情報機器整備(タブレット等)を行ったことによる増額も大きな要因となっています。

扶助費は、障害者支援制度の拡大、子ども手当・児童手当の増額などに加え、生活保護費や医療費など社会保障費の伸びにより大きく増加しています。

補助費等は、各種助成事業の見直し等により減少傾向にあります。平成26年度においては、国営吉井川農業水利事業償還金の償還が終了したことにより、大きく減少しましたが、平成27年度は病院事業へ旧牛窓診療所の残存価格分を補助金として支出したことにより増加しています。

繰出金は、高齢者医療費や介護保険事業費の増加、下水道の整備に係る負担増などにより増加していましたが、平成28年度は下水道事業が企業会計へ移行したことにより減少しています。

公債費は、平成19~21年度に実施した補償金免除繰上償還により増加していましたが、平成22年度からは減少傾向にあります。



【晋通会計:	<b>蔵出</b> 決算	額の推移							(単位:	白万円)
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
人件費	3,150	3,128	3,078	3,044	3,074	3,110	3,014	2,950	2,990	3,004
物件費	1,862	1,833	1,859	1,987	2,065	2,135	2,191	2,333	2,411	2,409
扶助費	1,427	1,496	1,515	2,004	2,151	2,234	2,279	2,484	2,473	2,643
補助費等	1,705	1,556	2,232	1,507	1,483	1,442	1,370	780	1,132	1,268
繰出金	1,385	1,322	1,526	1,633	1,950	2,100	2,072	2,472	2,571	1,801
公債費	1,925	1,995	2,356	1,965	1,913	1,852	1,867	1,829	1,619	1,628
普通建設事業費	1,662	1,410	2,105	2,342	1,405	1,708	1,968	1,124	1,547	1,774
その他	532	1,006	1,041	1,500	1,024	810	1,210	1,668	1,663	3,142
歳出決算額	13,648	13,746	15,712	15,982	15,065	15,391	15,971	15,640	16,406	17,669

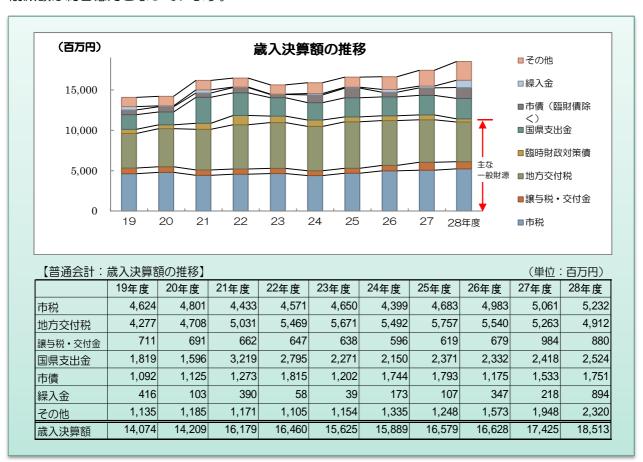
# (2) 歳入決算額の推移

本市の収入の約2分の1は、地方交付税や国県等からの各種の補助・交付金などの依存財源で占められています。

市税は、長引く景気低迷で伸び悩む中、税源移譲や制度改正に伴い増額していましたが、平成21年度の世界金融危機の影響による急激な景気悪化により大きく減少しました。しかし、近年は大手企業等の業績が向上していることから法人市民税収が増額しているため、増収に転じています。

地方交付税は、原資となる国税の減収から三位一体改革に先行する形で削減が行われ、合併年度の 平成16年度には、ピーク時からすると約15億円(4分の1)の削減となりましたが、臨時財政対 策債を借り入れることにより、地方交付税の減額に対応しています。また、平成20年度からは地方 財源の不足を補塡するため、当面の地方単独事業の実施に必要な特別枠が創設されたことなどから地 方交付税と臨時財政対策債の総額が確保されています。

しかし、合併算定替えに伴う普通交付税の段階的削減が平成27年度から始まり、平成28年度の 削減額は約2億円となっています。



#### (3) 基金残高の推移

財政調整基金及び減債基金は、収支不足を補うため取り崩しを行っています。特に平成16年度には、地方交付税と臨時財政対策債の大幅削減、合併準備経費及び台風による災害復旧のため、多額の取り崩しを余儀なくされました。平成20年度以降は財政健全化の効果のほか、リーマンショック以降、地方交付税が一定額確保されたこと、税収の上振れなどの収入増により積立額は増加しており、平成28年度末では約56億円となっています。財政調整基金は、災害等による支出に備えるため、今後も一定の基金残高を保つ必要があります。

設置目的に沿って積み立て運用する特定目的基金は、合併後、合併特例債を活用して、地域振興を目的とするまちづくり振興基金を設置しました。また、平成26年度には、錦海塩田跡地活用事業による土地貸付収入を原資とした、太陽のまち基金を設置しました。



# (4) 市債残高および公債費等の推移

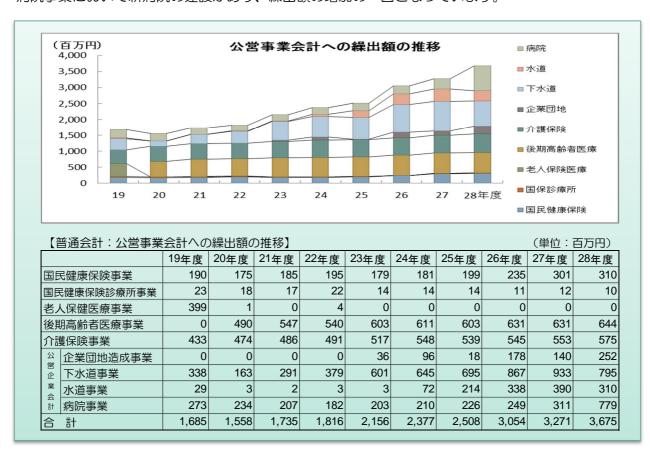
投資的事業の財源として発行している市債の償還である公債費は、平成18年度から増加に転じていましたが、補償金免除繰上償還の実施や、合併前に旧町で行った事業の償還が終了を迎えつつあることから、平成22年度からは減少傾向にあります。

市債発行額は、普通建設事業費が多額であった平成25年度に多くなっています。市債残高は平成18年度以降減少傾向にありましたが、平成28年は水道会計や病院会計への出資債により増加しています。



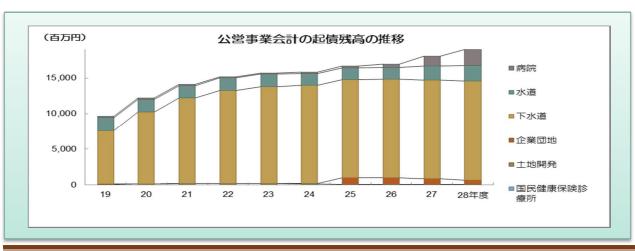
# (5) 公営事業会計への繰出額の推移

介護保険事業や後期高齢者医療事業は、高齢化の進行に伴い年々増加し財政を圧迫しています。下水道事業は、合併当初から計画に沿って整備を行っていましたが、財政負担が大きくなったことから、事業計画の見直しや資本費平準化債を活用するなど繰出しを抑制していますが工事費の増等により、増加しています。平成24年度から水道事業において大規模施設の更新が始まり、平成28年度には病院事業において新病院の建設があり、繰出額の増加の一因となっています。



#### (6) 公営事業会計市債残高の推移

下水道事業は、積極的な整備に伴い多額の市債を発行していることから市債残高が急激に膨らんでいます。市債の後年度の償還金について、下水道使用料などでまかなえない不足分を一般会計からの繰出金により補塡していますが、事業拡張により年々増加しており財政を圧迫する主な要因となっています。



[2	公営事業会計:市債	残高の推	移】							(単位:	百万円)
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
国目	民健康保険診療所事業	51	48	45	43	40	38	35	32	29	26
公	土地開発事業	99	95	197	191	153	115	76	62	62	55
営	企業団地造成事業	0	0	0	0	9	33	898	944	762	583
企業	下水道事業	7,433	10,073	11,945	13,026	13,613	13,799	13,751	13,773	13,873	13,906
会	水道事業	1,853	1,815	1,753	1,788	1,768	1,679	1,655	1,694	1,985	2,203
計	病院事業	225	190	149	116	143	179	300	429	1,357	2,238
合	āt	9,661	12,221	14,089	15,164	15,726	15,843	16,715	16,934	18,068	19,011

#### (7) 財政指標の推移

**経常収支比率**は、財政構造の弾力性を判断するための指標であり、80%を超えると財政の弾力性が失われつつあるとされています。平成28年度は人件費、扶助費等の増加から、**83.6%**と前年度よりやや悪化しています。

健全化判断比率は「財政健全化法」により、**実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率**の4つの指標からなる財政の健全性を判断する比率です。

**実質赤字比率**および、全会計を対象とした**連結実質赤字比率**は、黒字であったことから「**一」**となっています。

普通会計の公債費に加えて公営企業や一部事務組合、債務負担行為などの公債費に準ずるものの負担額を対象とした**実質公債費比率**は**10.0%**と改善しています。

普通会計の市債残高に加えて将来にわたる公営企業や一部事務組合、外郭団体などの実質的な負担 見込額などを対象とした**将来負担比率**は43.9%となりました。これまでの将来負担を軽減する取り組みにより現在のところ数値は改善傾向ですが、地方交付税などの依存財源や基金残高によって大きく左右されることから、今後も自立性の高い安定した財政基盤の確立が求められています。

市債の発行は協議制ですが、実質公債費比率が18%を超える団体については許可が必要となります。平成19年度から公債費負担適正化計画などを策定し、地方債の発行や公営企業会計への繰出金の抑制など実質公債費負担の適正な管理を計画的に実施した結果、平成21年度決算で18%未満となり、協議団体に移行することができ、以降減少しています。



平成28年度】 【県内都市別決算状況等(普通会計)

243.54 20,022 19,620 402 185 217 12,874 0.412 0.412 1.7 93.6 16,816 (54.3) 6,992 (142.0) 18,277 (9.1) 1,171 1,171 1,171
125.45         258.14         209.36         506.33         103.58         136.39         243.54           18,513         22,586         20,162         50,259         23,646         24,303         20,022           17,669         21,301         19,131         48,747         22,954         23,794         19,620           214         191         194         48,747         22,954         23,794         19,620           214         191         194         48,747         22,954         23,794         19,620           214         191         194         48,747         22,954         23,794         19,620           630         494         837         1,421         682         330         217           63         10,785         14,557         13,213         12,874         12,874           10,785         10,460         0.537         0.578         0.558         0.412           83.6         4.0         6.6         5.2         4.7         2.5         1.7           10,0         6.6         5.2         4.7         2.5         1.7         1.7           10,0         11,1         11,1         11,2         11,2 <t< td=""></t<>
22,586         20,162         50,259         23,646         24,303           21,901         19,131         48,747         22,954         23,794           685         1,031         1,512         692         509           191         194         92         10         180           494         837         1,421         682         330           12,217         12,687         27,508         14,557         13,213           0.453         0.460         0.537         0.578         0.558           0.453         0.460         0.537         0.578         0.558           0.453         0.460         0.537         0.578         0.558           0.40         6.6         5.2         4.7         2.5           10.696         11.7         6.1         6.1         5.8           10,696         11,603         12,536         2,391         1,555           10,696         11,603         12,536         2,391         1,555           10,696         11,603         12,536         2,314         (1,48)           10,696         11,603         12,536         22,147         23,003           18,612
21,901         19,131         48,747         22,954         23,794           685         1,031         1,512         692         509           191         194         92         10         180           494         837         1,421         682         330           12,217         12,687         27,508         14,557         13,213           0.453         0.460         0.537         0.578         0.558           0.453         0.460         0.537         0.578         0.558           0.453         0.460         0.537         0.578         0.558           0.453         0.460         0.537         0.578         0.558           0.45         0.460         0.537         0.578         0.558           0.400         0.537         0.578         0.558           0.400         0.578         0.578         0.568           0.415         0.456         0.164         0.178           0.456         0.145         0.145         0.146           0.456         0.154         0.146         0.146           0.457         0.145         0.146         0.146           0.456         0.145
685         1,031         1,512         692         509           494         837         1,421         682         330           12,217         12,687         27,508         14,557         13,213           12,217         12,687         27,508         14,557         13,213           0.453         0.460         0.537         0.578         0.558           4.0         6.6         5.2         4.7         2.5           94.7         91.4         94.2         98.1         95.3           12.3         0.460         0.537         0.578         0.558           12.3         8.0         11.7         6.1         5.8           10,696         11,603         12,536         2,391         1,555           10,696         11,603         12,536         1,034         1,555           10,696         11,603         12,536         1,034         1,034           11,612         11,603         14,505         1,034         1,034           11,062         1,428         10,209         609         6,201           11,062         1,428         10,209         1,429         450           11,062         1,428
191         194         92         10         180           494         837         1,421         682         330           12,217         12,687         27,508         14,557         13,213           0.453         0.460         0.537         0.558         0.568           0.453         0.460         0.537         0.578         0.558           94.7         91.4         94.2         98.1         95.3           94.7         91.4         94.2         98.1         95.3           94.7         91.4         94.2         98.1         95.3           10.696         11.603         11.7         6.1         11.85           10.696         11.603         12.536         2.391         11.555           10.696         11.603         12.536         2.391         11.555           (32.6)         (91.5)         (16.4)         (11.8)         11.655           (32.6)         (16.5.7)         (269.3)         (162.1)         (174.1)           (152.3)         (165.7)         (269.3)         (162.1)         (174.1)           (87.5)         1,428         10,209         609         6,201           (87.5)
494         837         1,421         682         330           12,217         12,687         27,508         14,557         13,213           0.453         0.460         0.537         0.578         0.558           4.0         6.6         5.2         4.7         2.5           94.7         91.4         94.2         98.1         95.3           94.7         91.4         94.2         98.1         95.3           94.7         91.4         94.2         98.1         95.3           94.7         91.5         44.2         98.1         95.3           10,696         11,603         12,536         2.391         1,555           10,696         11,603         12,536         2.391         1,555           (32.6)         (165.7)         (18.2)         (16.4)         (11.8)           3,986         7,437         5,015         1,955         1,034           (152.3)         (165.7)         (269.3)         (152.1)         (174.1)           18,612         21,020         74,072         22,147         23,003           (875)         1,428         10,209         609         6,201           438 <td< td=""></td<>
12,217         12,687         27,508         14,557         13,213           0.453         0.460         0.537         0.578         0.558           4.0         6.6         5.2         4.7         2.5           94.7         91.4         94.2         98.1         95.3           12.3         8.0         11.7         6.1         5.8           12.3         8.0         11.7         6.1         5.8           10,696         11,603         12,536         2,391         1,555           10,696         11,603         12,536         2,391         1,555           (32.6)         (91.5)         (18.2)         (16.4)         (11.8)           10,696         11,603         12,536         2,391         1,555           (32.6)         (58.6)         (18.2)         (16.4)         (17.8)           (152.3)         (165.7)         (269.3)         (152.1)         (174.1)           (165.7)         (269.3)         (152.1)         (174.1)           (8.7)         (11.3)         (37.1)         (46.9)           (875)         (875)         (360)         (690)           (875)         (46.9)         (46.9)
0.453         0.460         0.537         0.578         0.558           4.0         6.6         5.2         4.7         2.5           94.7         91.4         94.2         98.1         95.3           94.7         91.4         94.2         98.1         95.3           10.6         —         —         —         —           11.3         8.0         11.7         6.1         5.8           10.696         11,603         12,536         2.391         11.85           10,696         11,603         12,536         2.391         1,555           10,696         11,603         12,536         1,034         1,034           11,062         14,437         5,015         1,955         1,034           11,062         14,428         10,209         609         6,201           11,062         1,428         10,209         609         6,201           1,062         1,428         10,209         609         6,201           1,062         1,428         10,209         699         6,201           1,062         3,67         3,661         2,288
4.0       6.6       5.2       4.7       2.5         94.7       91.4       94.2       98.1       95.3         —       —       —       —       —         —       —       —       —       —         12.3       8.0       11.7       6.1       5.8         12.4       21.7       137.5       36.3       67.5         10,696       11,603       12,536       2,391       1,555         10,696       11,603       12,536       2,391       1,685         3,986       7,437       5,015       1,955       1,034         (152.3)       (165.7)       (269.3)       (152.1)       (174.1)         18,612       21,020       74,072       22,147       23,003         (8.7)       (11.3)       (37.1)       (46.9)       (46.9)         1,062       1,428       10,209       609       6,201         438       890       833       752       837         2,244       2,478       3,677       450       420         2,244       2,478       3,677       2,208       420
94.7       91.4       94.2       98.1       95.3         —       —       —       —       —         —       —       —       —       —         11.3       8.0       11.7       6.1       5.8         21.4       21.7       137.5       36.3       67.5         (87.6)       (91.5)       (45.6)       (16.4)       (11.8)         10,696       11,603       12,536       2,391       1,555         (152.3)       (165.7)       (18.2)       (13.4)       (7.8)         (152.3)       (165.7)       (269.3)       (152.1)       (174.1)         (1,062       74,072       22,147       23,003         (8.7)       (11.3)       (37.1)       (42.2)       66.201         (875)       1,428       10,209       609       6,201         (875)       -       (980)       (940)       (930)         438       890       833       752       837         -       -       -       -       -       -         -       -       -       -       -       -         -       -       -       -       -       - </td
21.4     21.7     137.5     36.3     67.5       (87.6)     (91.5)     (45.6)     (16.4)     (11.8)       10,696     11,603     12,536     2,391     1,555       (32.6)     (58.6)     (18.2)     (13.4)     (7.8)       3,986     7,437     5,015     1,955     1,034       (152.3)     (165.7)     (269.3)     (152.1)     (174.1)       18,612     21,020     74,072     22,147     23,003       (8.7)     (11.3)     (37.1)     (42.2)     (46.9)       1,062     1,428     10,209     609     6,201       (875)     -     (980)     (940)     (930)       438     890     833     752     837       -     -     -     -     -       -     -     -     -     -       -     -     -     -     -       -     -     -     -     -       -     -     -     -     -       -     -     -     -     -       -     -     -     -     -       -     -     -     -     -       -
12.3         8.0         11.7         6.1         5.8           21.4         21.7         137.5         36.3         67.5           (87.6)         (91.5)         (45.6)         (16.4)         (11.8)           10,696         11,603         12,536         2,391         1,555           (32.6)         (18.2)         (13.4)         (7.8)           3,986         7,437         5,015         1,955         1,034           (152.3)         (165.7)         (269.3)         (152.1)         (7.8)           18,612         21,020         74,072         22,147         23,003           (8.7)         (11.3)         (37.1)         (42.2)         (46.9)           1,062         1,428         10,209         609         6,201           (875)         -         (980)         (940)         (930)           438         890         833         752         837           -         -         -         -         -           -         -         -         -         -           -         -         -         -         -           -         -         -         -         -
21.4         21.7         137.5         36.3         67.5           (87.6)         (91.5)         (45.6)         (16.4)         (11.8)           10,696         11,603         12,536         2,391         1,555           (32.6)         (58.6)         (18.2)         (13.4)         (7.8)           3,986         7,437         5,015         1,955         1,034           (152.3)         (165.7)         (269.3)         (152.1)         (174.1)           18,612         21,020         74,072         22,147         23,003           (8.7)         (11.3)         (37.1)         (42.2)         (46.9)           1,062         1,428         10,209         609         6,201           (875)         -         (980)         (940)         (930)           438         890         833         752         837           -         -         -         -         -         -           -         356         366         450         2,288
(87.6)         (91.5)         (45.6)         (16.4)         (11.8)           10,696         11,603         12,536         2,391         1,555           (32.6)         (58.6)         (18.2)         (13.4)         (7.8)           3,986         7,437         5,015         1,955         1,034           (152.3)         (165.7)         (269.3)         (152.1)         (174.1)           18,612         21,020         74,072         22,147         23,003           (8.7)         (11.3)         (37.1)         (42.2)         (46.9)           1,062         1,428         10,209         609         6,201           (875)         -         (980)         (940)         (930)           438         890         833         752         837           -         -         -         -         -           355         356         3,677         3,061         2,288
10,696         11,603         12,536         2,391         1,555           (32.6)         (58.6)         (18.2)         (13.4)         (7.8)           3,986         7,437         5,015         1,955         1,034           (152.3)         (165.7)         (269.3)         (152.1)         (174.1)           18,612         21,020         74,072         22,147         23,003           (8.7)         (11.3)         (37.1)         (4.2)         (46.9)           1,062         1,428         10,209         609         6,201           (875)         -         (980)         (940)         (930)           438         890         833         752         837           -         -         -         -         -         -           355         350         465         450         420           2,244         2,478         3,677         3,061         2,288
(32.6)         (58.6)         (18.2)         (13.4)         (7.8)         (5.8)           3,986         7,437         5,015         1,955         1,034         6,           (152.3)         (165.7)         (269.3)         (152.1)         (174.1)         (14.1)           18,612         21,020         74,072         22,147         23,003         18,           (8.7)         (11.3)         (37.1)         (42.2)         (46.9)         18,           1,062         1,428         10,209         609         6,201         1,           (875)         -         (980)         (940)         (930)         1,           438         890         833         752         837         -           -         -         -         -         -         -         -           -         -         -         -         -         -         -         -           -         356         366         450         420         -         -         -           -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -
3,986         7,437         5,015         1,955         1,034         6,           (152.3)         (165.7)         (269.3)         (152.1)         (174.1)         (14           18,612         21,020         74,072         22,147         23,003         18           (8.7)         (11.3)         (37.1)         (42.2)         (46.9)         (46.9)           (1,062         1,428         10,209         609         6,201         1           (875)         -         (980)         (940)         (930)           438         890         833         752         837           -         -         -         -         -           -         -         -         -         -           -         355         350         450         420           2,244         2,478         3,677         3,061         2,288
(152.3)         (165.7)         (269.3)         (152.1)         (174.1)         (14           18,612         21,020         74,072         22,147         23,003         18,           (8.7)         (11.3)         (37.1)         (42.2)         (46.9)         18,           (875)         1,428         10,209         609         6,201         1,           (875)         -         (980)         (940)         (930)         1,           438         890         833         752         837            -         -         -         -         -            355         356         465         450         2,288         2,           2,244         2,478         3,677         3,061         2,288         2,
18,612         21,020         74,072         22,147         23,003         18,           (8.7)         (11.3)         (37.1)         (4.2)         (46.9)         (1,60)           1,062         1,428         10,209         609         6,201         1,           (875)         -         (980)         (940)         (930)         1,           438         890         833         752         837         -           -         -         -         -         -         -           -         -         -         -         -         -           -         -         -         -         -         -           355         356         465         450         -         -           2,244         2,478         3,677         3,061         2,288         2,
(8.7)         (11.3)         (37.1)         (42.2)         (46.9)         (7.20)           1,062         1,428         10,209         609         6,201         1,           (875)         -         (980)         (940)         (930)         1,           438         890         833         752         837         -           -         -         -         -         -         -           355         350         465         450         420         2           2,244         2,478         3,677         3,061         2,288         2
1,062         1,428         10,209         609         6,201         1,           (875)         -         (980)         (940)         (930)         1,           438         890         833         752         837         -           -         -         -         -         -         -         -           355         356         465         450         420         2,         2,         2,           2,244         2,478         3,677         3,061         2,288         2,
(875)         —         (980)         (940)         (930)           438         890         833         752         837           —         —         —         —         —           355         356         465         450         420           2,244         2,478         3,677         3,061         2,288         2,
438         890         833         752         837           - <td< td=""></td<>
-     -     -     -       355     350     465     450     420       2,244     2,478     3,677     3,061     2,288     2,
355     350     465     450     420       2,244     2,478     3,677     3,061     2,288     2,
2,244 2,478 3,677 3,061 2,288
<b>94.9</b> 97.0 96.0 100.1 100.8 100.5 99.3

※順位は、岡山市と倉敷市を除いた13市中のもので、数値が大きいものを第1位としている

# 3. 中期財政見通し

# (1) 基本的事項

今回の中期財政見通しは、平成29年度から平成38年度までの10年間を普通会計ベースで推計しています。推計は、現在想定される範囲での各種制度改正などを加味していますが、あくまで現行の地方財政制度を前提としています。財政見通しは計画的な財政運営を進めるための目安であり、今後の予算編成にあたっては、その時点での制度改正や地方財政対策等を踏まえ、具体的に内容を定めることとなります。

平成29年度以降の数値は、平成28年度決算及び平成29年度決算見込みをベースに推計しています。

# (2) 歳入推計方法

- 市税は、税務課による試算であり、税目ごとに積み上げて見込んでいます。
- ・ 普通交付税の基準財政需要額は、普通建設事業に伴い発行する交付税対象起債に対する公債費の 積み上げや地方財政計画等の動向を注視し、過大な算定とならぬよう見込んでいます。基準財政 収入額は、歳入科目の市税などと連動させており、臨時財政対策債は、平成29年度は4億円、 平成29年度以降も同額としています。また、合併による算定の特例が終了し平成27年度から 平成32年度まで段階的に減少していく影響を見込んでいます。
- 特別交付税は、平成29年度以降は据置と設定して見込んでいます。
- 国県支出金は、歳出に連動して見込んでいます。
- 市債は、投資的事業にあわせて見込んでいます。
- その他の歳入については、歳出に連動するものを除き、原則として平成29年度見込並みで推計しています。

#### (3) 歳出推計方法

- 基本的には、各部署から提出のあった事業ごとの事業計画の積み上げにより見込んでいます。また、施設整備後などの影響額を加味しています。
- 人件費は、平成29年度決算見込をベースに総務課の定員管理計画に基づく職員減を見込んで推計しています。また、選挙など特殊要因のものは積み上げにより見込んでいます。
- 物件費、維持補修費については、個別事情などを加味し事業ごとの積み上げにより見込んでいます。
- 扶助費は通常分の伸び率を平成34年度まで5.0%、それ以降を2.1%と設定しますが、少 子高齢化の人口推移など個別の事情がある場合には各部署の実績見込みにより推計しています。
- 補助費等は、各事業会計の収支計画で推計した繰出額や土地改良事業の債務負担の個別事情など を加味し事業ごとの積み上げにより見込んでいます。
- 公債費は、市債の借入見込額により推計しています。
- 積立金は、基金運用収入などの積み上げにより見込んでいます。
- 投資及び出資金・貸付金は、病院事業会計分などの積み上げにより見込んでいます。
- 繰出金は、公営企業会計の収支計画により推計しています。その他の特別会計はそれぞれの性質 別の伸び率で設定するとともに、各部署の積み上げにより見込んでいます。
- 普通建設事業費は、各部署から提出のあった事業計画を盛り込んでいます。

#### (4) 中期財政見通しの状況

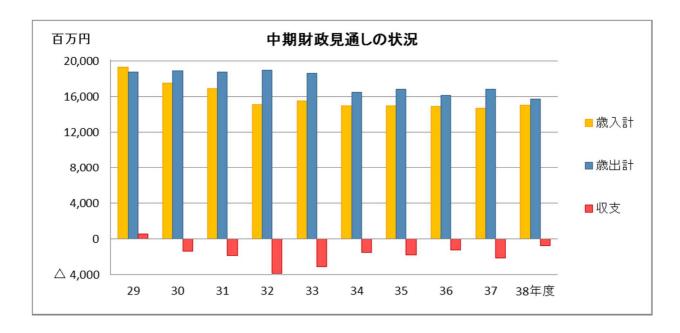
歳入において、市税では、豆田工業団地への企業誘致や錦海塩田跡地活用事業に伴う固定資産税収の増などにより増額の見込みとしています。地方交付税は、合併直後にまちづくり振興基金の原資とするために借り入れた合併特例債の償還が平成26~28年度で終了したことや、合併による算定の特例期間が終了することにより平成27年度から31年度にかけて段階的に減額され、大きく減少していきます。

歳出では、少子高齢化対策などに伴う扶助費、介護保険や医療給付費などの社会保障費の伸びや下水道事業・企業団地造成事業の事業費・公債費負担などに対する繰出金、水道会計の建設事業に対する出資金などが大きく増加する傾向にあります。また、学校施設を含め公共施設に係る費用が多大に必要となります。

収支では、財源不足が少ない平成38年度でも7.3億円、最も多い平成32年度では38.4億円の財源不足が見込まれます。このような状況となる要因としては、普通交付税の段階的削減による歳入の減少に対し、多大な公共施設の維持費や大規模建設事業費、また、現行の事業費削減が見込まれていないことが大きく影響しています。これを解消するには事業の縮小や施設の統廃合・民間譲渡などによる再編が必要です。

このまま事業を進めれば、財源調整を行う財政調整基金と減債基金は、地方交付税の減少に伴う多額の財源不足に対応できる状況ではなく、どちらも平成32年度になくなります。

本市の財政状況は今までの財政健全化の取組みにより改善してきましたが、依然として、安定した財政運営の確立には程遠く、厳しい状況となっています。



【中期財政	見通しの状況	兄】							(単	位:百万円)
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
歳入計	19,318	17,500	16,917	15,118	15,504	14,936	14,983	14,867	14,677	15,001
歳出計	18,740	18,893	18,759	18,960	18,631	16,458	16,793	16,121	16,787	15,728
収支	579	∆ 1,393	△ 1,842	∆ 3,842	∆ 3,127	△ 1,522	∆ 1,810	∆ 1,253	△ 2,110	△ 727

【中期財政見通し(普通会計) 平成29年度~平成38年度】

く					1					(単位:日2日/%)
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
K K	推計額伸率%	5 推計額 伸率%	推計額 伸率%	6 推 計 額 伸率%	推計額伸率%	推計額伸率%	推計額伸率%	推計額伸率%	推計額伸率%	推計額伸率%
地 方 税	<b>党</b> 5,245 0.2%	% 5,207 △ 0.7%	5,719 9.8%	% 5,663 △ 1.0%	5,547 \\ \triangle 2.1%	5,558 0.2%	5,544 \\ \D 0.2%	5,453 \Q 1.6%	5,452 \\ \text{\tint{\text{\tin}\text{\tex{\tex	5,458 0.1%
地方譲与税	党 152 △ 3.2%	152	152	152	152	152	152	152	152	152
利子割等交付金	<b>会</b> 716 2.1%	716	700 \\ \Delta \ 2.3%	% 684 △ 2.3%	684	684	684	684	684	684
地方特例交付金	<b>产</b> 24 9.8%	6 24	24	24	24	24	24	24	24	24
地方交付税	党 4,514 △ 8.1%	% 4,377 ∆ 3.0%	3,949 \\ \Delta 9.8%	% 3,906 △ 1.1%	4,020 2.9%	3,967 🛆 1.3%	3,924 🛆 1.1%	3,948 0.6%	3,923 \\ \Delta \) 0.6%	3,886 △ 0.9%
分担金·負担金	<b>会</b> 94 △ 19.4%	102 9.1%	93 \\ \Delta \ 9.4%	101 8.5%	92 \\ \triangle 8.6%	93 0.6%	90 \\ \text{\Delta} 3.1%	89 🛆 0.4%	89 \\ \Delta \) 0.4%	88 △ 0.9%
使用料・手数料	342 12.0%	339 △ 1.1%	338 🛆 0.2%	340 0.5%	332 \\Delta 2.3\%	338 1.9%	336 \Q 0.5%	340 1.0%	334 🛆 1.6%	331 🛆 1.0%
国庫・県支出金	<b>全</b> 2,738 8.5%	6 2,730 △ 0.3%	2,604 🛆 4.6%	% 2,533 △ 2.7%	2,441 \\ \text{3.6\%}	2,504 2.6%	2,547 1.7%	2,486 △ 2.4%	2,530 1.8%	2,693 6.4%
財産収入	₹ 228 △ 58.9%	303 32.9%	428 41.2%	% 493 15.2%	493	492 🛆 0.3%	491 \\ \D 0.2%	491	491	492 0.2%
寄 附 金	臣 123 3.1%	123	123	120 △ 2.4%	120	120	120	120	120	120
繰 入 金	1,346 50.6%	1,668 23.9%	2,129 27.6%	% 4,123 93.7%	704 △ 82.9%	311 △ 55.8%	354 13.8%	371 4.8%	283 △ 23.7%	282 🛆 0.4%
繰 越 金	<b>全</b> 849 △ 16.7%	% 579 △ 31.9%	\text{\range} \tag{\range}	900						
諸 収 入	ሊ 472 132.2%	% 467 △ 1.0%	441 \\ 5.7%	% 154 △ 64.9%	146 \Q 5.5%	144 🛆 1.3%	147 1.9%	143 🛆 2.2%	147 2.7%	142 🛆 3.6%
市	<b>債</b> 2,474 41.2%	% 2,106 △ 14.9%	2,060 \Q 2.2%	% 667 △ 67.6%	979 46.8%	549 \\ 43.9%	570 3.7%	565 △ 0.8%	448 △ 20.8%	650 45.1%
歳 入 合 計	+ 19,318 4.3%	% 18,893 △ 2.2%	18,759 △ 0.7%	% 18,960 1.1%	15,733 \\ \text{17.0%}	14,936 \\ \Delta 5.1%	14,983 0.3%	14,867 △ 0.8%	14,677 \\ \triangle 1.3%	15,001 2.2%

2. 赖田	<b>-7</b> -																				
Þ	<	平成29年度	<u>:</u> 度	平成30年度	连	平成31年度	ান	平成32年度	中以	平成33年度	臣	平成34年度	年度	平成35年度	:度	平成36年度	こ度	平成37年度	丰度	平成38年度	t度
<u> </u>	ĸ	推計額	伸率%	推計額	伸率%	推計額伸率%	퐾	計額庫	伸率%	推計額	伸率%	推計額	伸率%	推計額	伸率% 計	推計額	伸率%	推計額	伸率%	推計額	伸率%
$\prec$	件費	3,142	4.6%	3,153	0.4%	3,183 1.	%0.	3,182 2	∞0.0 ∇	3,159	3,159 \Q 0.7%	3,133	3 △ 0.8%	3,098	3,098 \\ \Delta \tau 1.1%	3,094	3,094 \\ \Delta 0.1%	3,101	0.2%	3,104	0.1%
栁	件費	2,959	22.8%	3,089	4.4%	2,916 \\ 5	5.6%	2,814 2	△ 3.5%	2,800	2,800 \Q 0.5%	2,822	6.0%	2,798	2,798 \Q 0.9%	2,779	△ 0.7%	2,803	3 0.8%	2,743	△ 2.1%
維持	補修費	129	19.2%		129 \Q 0.5%	126 🛆 2	2.2%	123 2	△ 2.0%	123	123 \ \Delta 0.2%	122	₩ 0.8%	167	37.2%	196	17.2%	111	△ 43.4%	111	△ 0.2%
共	助費	2,655	0.4%	2,622	2,622 \Q 1.2%	2,663 1.	1.6%	2,709	1.7%	2,751	1.6%	2,784	1.2%	2,786	0.1%	2,814	1.0%	2,843	3 1.0%	2,870	1.0%
補助	] 費 等	941	△ 25.8%	864	△ 8.2%	877 1.	1.5%	968	2.2%	926	3.4%	891	△ 3.8%	874	874 \Q 1.9%	854	854 \Q 2.3%	869	1.8%	838	△ 3.7%
普通建	<b>き 設 事 業 費</b>	2,704	52.4%	3,218	19.0%	3,361 4.	.5%	4,016	19.5%	3,649	△ 9.1%	1,456	\$ △ 60.1%	1,890	29.8%	1,411	△ 25.3%	2,144	1 51.9%	1,228	△ 42.7%
災害復	8 旧事業費		%0'001 ∇																		
⋪	債費	1,714	5.3%	1,625	Δ 5.2%	1,756 8.	%0.	1,792	2.1%	1,867	4.2%	1,832	2 △ 1.9%	1,708	,708 △ 6.8%	1,537	△ 10.0%	1,472	,472 △ 4.2%	1,377	△ 6.4%
種	立金	681	△ 58.7%	733	%9.7	557 \\ \text{\alpha} 24.0%	4.0%	622	11.7%	622		622		622		622		622		622	
投資·出	l 資·貸付金	1,512	9.3%	1,344	,344 △ 11.1%	1,180 🛆 12.	2.2%	599	△ 49.2%	556	556 \Q 7.1%	561	%8.0	579	3.1%	594	2.6%	607	7 2.2%	618	1.9%
徽	出金	2,303	27.9%	2,117	△ 8.1%	2,140 1.	1.1%	2,206	3.1%	2,178	2,178 \Q 1.3%	2,236	3 2.7%	2,273	1.7%	2,220	2,220 \Q 2.3%	2,217	2,217 \Q 0.2%	2,218	0.1%
雅	4□ □	18.740	6.1%	18.893	%8.0	18.759 \Q 0.7%	1.7%	18.960	-1.	18.631	18,631 △ 1.7%	16.458	16,458 △ 11.7%	16.793	2.0%	16.121	6.121 △ 4.0%	16.787	7 4.1%	15.728	15.728 △ 6.3%

\ \ \	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
歳入歳出差引額	579	△ 1,393	△ 1,842	△ 3,842	△ 3,127	△ 1,522	01,810	△ 1,253	△ 2,110	∆ 727
4 基金稀高の推移										
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
財政調整基金	4,452	3,365	1,543							
減 債 基 金	982	985	985							
特定目的基金計	4,056	4,227	4,366	2,569	2,525	2,972	3,363	3,725	4,171	4,618
10年	日出20年世	正 出 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日代31年中	正 中30年 中	正成33年中	正此34年年	证	正 中36年 中	正成37年年	出出38年再
X	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
当該年度末残高	17,112	17,718	18,732	17,119	16,327	15,126	14,055	13,137	12,154	11,456
6. 財政指標										
区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
経常収支比率	83.6	86.7	87.9	90.6	92.5	94.7	97.1	9.66	101.9	104.2
実質赤字比率		1	I	1	29.84	15.74	18.83	13.13	22.16	7.66
連結実質赤字比率										
実 質 公 債 費 比 率	10.3	10.5	10.4	10.4	10.6	10.8	11.0	11.1	11.1	11.2
将来負担比率	74.9	101.2	130.4	146.3	132.6	118.9	101.3	84.7	72.9	57.7

# 4. 財政運営適正化計画(財政健全化に向けての取り組み)

# (1) 財政健全化の基本方針

#### ① 基本的な考え方

まちづくりの指針である「第2次瀬戸内市総合計画」に掲げる将来像である「人と自然が織りなすしあわせ実感都市 瀬戸内」の実現を目指すため、引き続き、瀬戸内市行政改革プランと瀬戸内市公共施設再編計画に基づく、より一層の行財政改革を推進し、厳しい財政状況からの脱却と将来にわたって持続可能で安定した自立性の高い健全な財政運営基盤を確立します。

#### ②目標

- ア)財政調整基金を取り崩さなくとも収支の均衡がとれる財政体質を確立します。そのため、歳入規模に見合った歳出構造への転換を図り、社会情勢の変化に柔軟に対応できる財政基盤を目指します。
- イ)普通交付税は、合併後10年間、平成26年度まで合併による算定の特例があり、その後5年間の激変緩和期間に段階的に減額されます。平成29年度見込みでのその差額は約5.5億円、算定額の約15%に相当する額になります。将来にわたって安定した財政運営を可能にするために、今から中長期的な財政運営を見据えた改革を推進します。
- ウ)限られた財源の中で、複雑・多様化する市民ニーズに適切に対応するため、すべての事務事業に ついて、常にコスト意識を持ち、より効率的な事業の進め方を模索し、見直しを行うことでより一 層の経費の削減・合理化を図るとともに、厳正な執行に努めていきます。その方策として、行政改 革プランと公共施設再編計画に定める改革案の実施や指定管理者制度の活用、民営化の推進など民 間活力の導入を図ります。
- 工) 各種補助金などは、公益上の必要性、効果、経費負担のあり方などを検証し、見直しを図ります。
- オ) それぞれの第三セクターの必要性を検証し、法人ごとの今後のあり方を明らかにするとともに、 抜本的な見直しを行い、効果的・効率的な事業展開を図ります。
- 力)業務プロセスや組織の簡素・効率化を進め、職員数の適正化を図り、人件費を抑制します。
- キ)使用料、手数料など市民負担は、サービスに要するコストの縮減に努めるとともに、負担の公平 確保や受益者負担の原則に則り、サービスに応じた適正な水準での設定・見直しに努め、受益者負担の適正化を図ります。
- ク)市税収入確保のため、より一層の課税客体の適正な把握に努めるとともに、滞納整理の効果的推 進により収納率の向上を図ります。
- ケ)市所有の遊休未利用地などの適切な処分及び貸付などを積極的に検討し、自主財源の確保に努めます。その他、効果的な歳入の確保対策を検討します。
- コ)市債や、繰出しを伴う公営企業会計での事業債の発行は、将来的な実質公債費負担を伴うため、 必要な事業を取捨選択するなど投資的事業の見直しを図ります。
- サ)公営企業会計においても、収支計画を作成し、投資的事業の見直しなど市債の発行を抑え後年度 の公債費の増加を抑制し、併せて、経費節減、料金収入の確保など経営改善に努め、市全体として の経営の健全化を図ります。
- シ) 将来の収入確保のため、企業団地を造成し、積極的な企業誘致を進めます。

### (2) 財政運営の数値目標

平成27年度から段階的に普通交付税が減少する中で、将来にわたって安定した財政運営を可能にするためには、遅くとも合併の特例が完全に終了する翌年度の平成32年度には財政調整基金を取り崩さなくとも収支の均衡がとれる財政体質を確立する必要があります。

この第1目標を達成するために、財政規律となる財政指標の数値目標を明文化することとし、次のとおり中期財政見通しなどから設定しました。

	H28実績	H29見込	H38目標
経常収支比率	83. 6%	83. 6%	104.0%未満
実質公債費比率	10. 0%	10.3%	12.0%未満
将来負担比率	43. 9%	74. 9%	108.0%未満

# (3) 財政健全化に向けた具体的方策

財政健全化の基本方針に基づき、平成29年度以降に取り組む主な具体的方策は次の通りです。

1. 投資的事業の見	<b>記直し</b>
事業計画の見直し	・事業の計画的な実施(事業費の削減・平準化) ・新規事業の事前評価を実施(事業の緊急性・必要性など)
事業費の抑制	<ul><li>・工事コスト縮減の推進</li><li>・経常的な投資事業費(道路維持等) H32 以降、30%削減</li></ul>

2. 公営企業会計繰出	
下水道事業への繰出	<ul> <li>・管理経費の抑制、接続率の向上、使用料徴収率の向上など</li> <li>・事業の計画的な実施(事業費の平準化)、工事コスト縮減の推進</li> <li>・使用料の適正化</li> <li>・基金繰入による一般会計繰出しの抑制</li> <li>・資本費平準化債の活用</li> </ul>
病院事業への繰出	<ul><li>管理経費の抑制、病床稼働率の向上、患者受入体制の強化など</li><li>繰入金に頼らない経営体制の構築(繰出し基準の見直し)</li></ul>
水道事業への繰出	<ul><li>・管理経費の抑制、使用料徴収率の向上など</li><li>・工事工法の見直しなどによるコスト縮減、市債発行の抑制</li></ul>
土地開発事業への繰出	<ul><li>管理経費の抑制など</li><li>販売促進による分譲宅地の売払収入の確保</li></ul>
企業団地造成事業への繰出	<ul><li>事業の計画的な実施(事業費の平準化)、工事コスト縮減の推進</li><li>事業費に見合った売払収入の確保</li></ul>

3. 公債費の見直し	
一時借入金利子の抑制	• 基金繰替運用の実施
市債借入額の抑制	<ul><li>・市債発行額を原則元金償還額以下に抑制</li><li>・交付税算入率の高い事業債を優先的に活用</li><li>・交付税算入のない市債の発行を最低限に抑制</li></ul>
市債償還金の繰上償還	<ul><li>・公的資金補償金免除繰上償還制度の活用</li><li>・民間資金の繰上償還の検討</li></ul>

4. 人件費の抑制	
定員管理の適正化	・ 普通会計及び公営事業会計の人員管理(公営企業会計を除く)
組織機構改革	• 組織のスリム化、人員配置の見直し、事務の効率化
時間外勤務手当の抑制	・適正な人員配置、勤務時間の弾力化による抑制

5. 事務事業及び内部	『管理経費の見直し
事務事業の見直し	<ul><li>各種事業、大会など事業内容の見直し</li><li>単独扶助事業、単独給付事業等の見直し</li></ul>
内部管理経費の削減	・需用費、役務費、電算委託、機器リースなどの見直し
施設管理運営費の削減	<ul><li>・施設のあり方の計画的見直し(施設の統廃合・民営化など)</li><li>・指定管理者制度の導入、集中管理など</li><li>・委託仕様書の内容の精査など</li></ul>
旅費の削減	・職員のみの宿泊を伴う研修の原則中止など
臨時職員の見直し	・総括的な雇用調整、賃金の適正化など
外郭団体の見直し	・第三セクターなどの体系、内容の見直し
各種団体活動補助金の 見直し	<ul><li>運営補助から事業補助への転換、活動内容の精査など</li><li>協働によるまちづくりの推進、持続的な市民活動の展開</li></ul>
特別会計繰出金の抑制	• 特別会計内の事業費の精査により繰出金を削減

6. 収入の確保	
市税の確保	<ul><li>より一層の課税客体の適正な把握など</li><li>企業誘致による税収確保</li><li>滞納未納整理体制の強化など</li></ul>
補助金等の活用	・国、県支出金をはじめとする補助制度の積極的な活用
受益者負担の適正化	・使用料、手数料、負担金などの見直し
施設利用率の向上	・観光、文化、スポーツ施設などの集客対策の検討
公有地の処分及び有効 活用	<ul><li>・遊休未利用地などの積極的な処分及び貸付</li><li>・固定資産台帳の段階的な整備による公有地の把握</li></ul>
資金の運用による収入 確保	• 国債購入等による安全な運用利益
企業広告の導入	・広報紙・パンフレット・封筒などの企業広告導入の拡充
ふるさと納税制度の活 用	・ 応援寄附の積極的なPR及び拡充
定住の促進	• 分譲宅地の販売促進、空き家の情報提供など
企業誘致の推進	• 優良企業の誘致による税収及び雇用の確保
錦海塩田跡地活用	・企業誘致による税収および財産収入の確保

7. その他	
事務事業評価の実施	・事務事業全般の検証及び見直し
予算編成手法の確立	・財政規律を強化する効果的な予算編成手法の確立
職員への財政状況の説明	・職員を対象に説明し意識改革の徹底
市民への財政情報の公開	・予算、決算、中期財政計画などを広報及びホームページに掲載
新地方公会計制度の活用	・連結財務書類 4 表の作成と公表
行革推進委員会の開催	・収支両面からの経営改善計画の提言

# 5. 財政運営適正化計画実施後の財政状況

財政の健全化に向けた具体的方策の中で、現状で効果額を推計できるものを実施した後の財政状況 を試算した結果は、次のとおりです。

#### (1) 計画実施後の収支見通し (20~21ページ参照)

グラフの下の一例を含め、具体的方策による影響を反映させて集計しましたが、普通交付税の削減 など大幅な歳入減を補える削減ができず、平成30年度以降は適正化後もマイナス収支となるため、 財政調整基金を取崩ながら収支を保つことになります。錦海塩田跡地貸付収入により、一定の財源が 見込めるとはいえ、災害等の不測の事態への対応に十分であるとはいえない財政状況です。



#### ■適正化計画として集計に反映させた主な取り組み

#### ■投資的事業の見直し

H30 年度以降公共施設再編方針などの具体的 な計画のないものについては事業費削減 各種事業の延伸・平準化

#### ■公営企業会計繰出金の削減

下水道:資本費平準化債の活用

下水道:基金の活用 病院:繰出し基準の見直し

■特別会計繰出金の抑制

#### ■人件費の削減

職員数削減

事務効率化等による時間外勤務手当の見直し

国保会計・後期会計:予防事業などによる医療 費削減効果見直し

#### ■事務事業の見直し

各種団体補助金等の据え置き及び見直し 事業用機器等の更新時期見直し 新規事業の見直し

その他事業の見直し(必要性の再検討など) 内部管理経費の見直し(物件費など) 臨時職員の見直し

#### ■施設の在り方の見直し

各種施設の地元自治組織への移管 学校施設改修等の更新時期見直し その他公共施設の在り方の見直し

#### ■収入の確保

錦海塩田跡地貸付収入の計上 企業誘致による税収増

### (2) 歳入推計の推移

企業誘致に伴う税収増、錦海塩田跡地貸付収入増などを見込み、税収増や合併特例期間終了に伴う 段階的削減により地方交付税は減額しています。



# (3) 歳出推計の推移

職員数の削減、施設の統廃合、事業の精査・延伸などを実施し、集計しています。普通建設事業費、物件費、人件費の削減効果が特に高くなっています。



# (4) 基金残高の推移

財源不足を財政調整基金の繰入れにより調整していますが、このままでは平成35年度には財政調整基金はなくなります。災害など、避けられない臨時的な支出などに備えるためにも財政調整基金など基金の残高は一定以上確保しておく必要があります。太陽のまち基金は増額しますが、基金全体としては減少していきます。



# (5) 市債残高および公債費等の推移

市債発行額は、交付税算入のない市債の発行を最低限とするなど投資的事業に伴う発行を抑制しています。しかしながら、新火葬場の建設及びJR駅前整備など大きな事業を計画していることや、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債の発行により、平成33年度まではやむを得ず元金償還額を上回る額の市債を発行する計画となっています。そのため、市債残高は平成33年度まで増加し、高い水準で推移する見込みです。



#### (6) 公営事業会計への繰出額の推移

介護保険事業や後期高齢者医療事業などは、高齢化率の上昇に伴い増加していきます。

国民健康保険事業及び介護保険事業については、事業内で採算をとり赤字繰出しをしないことを原則としているので、保険税・料は事業費に合わせて増額改定し集計しています。今後の国の社会保障制度改革の動向によりますが、個人・市ともに負担増となる見通しです。

下水道事業は、計画を見直し、事業費を平準化するなどこれまでも健全化対策を実施していますが、 整備に伴う多額の市債発行の影響で、後年度の償還金に伴う繰出金が年々増加する見込みとなってい ます。

企業団地造成事業は、今後起債の償還額が多額となるなど、土地の売払い収入でまかなえない部分が繰出額となります。

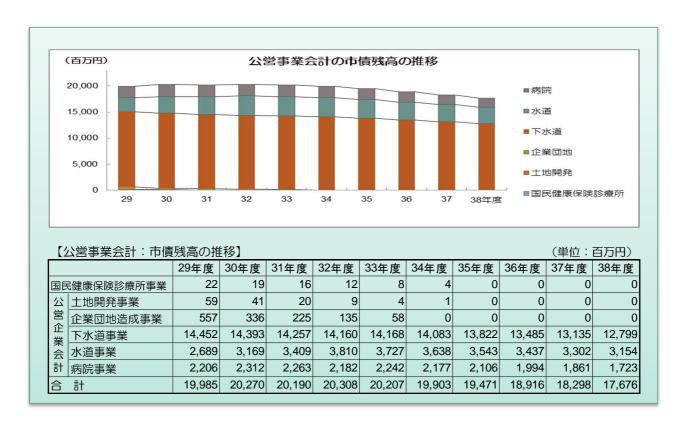
水道事業は、施設の統廃合及び市内全域での配水システム整備などの大型事業に対して合併特例債を活用して出資することから、平成31年度までは多くの繰出しを行うこととなっています。この合併特例債の償還額のうち、交付税で措置されない部分は水道事業から繰り入れることとしています。

病院事業は、新病院建設事業に対する繰出金は終了しました。今後は、新病院の経営努力によりなるべく繰出金に頼らない体制にすることとし、繰出額を抑制しています。



#### (7) 公営事業会計の市債残高の推移

下水道事業は、管渠工事などの事業費の平準化により市債残高の伸びが抑制傾向となり、平成29年度から減少に転じています。水道事業は、施設統合整備に伴う市債の発行が32年度で終了し、その後は減少する見込みとなっています。

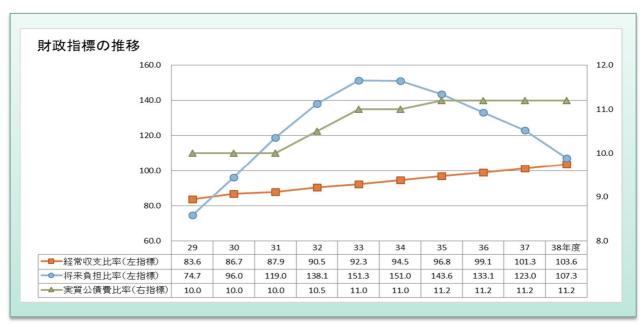


# (8) 財政指標の推移

15ページに示した通り、想定し得る削減策の影響を加味して集計しましたが、計画最終年度の経常収支比率は 103.6%と高い数値となっています。繰出金、扶助費及び物件費の増加、平成27年度以降の普通交付税の減額による影響が大きく、大幅に改善することは困難な状況です。

**実質公債費比率**は、合併特例債の発行期限が平成31年度までであるため、今後も起債予定の普通 建設事業が予定されている他、繰出金のうち公営企業会計の公債費相当分の増、地方交付税額の減な どにより、再び上昇しています。

**将来負担比率**は、市債残高等の将来負担の増に加え、標準財政規模の縮小により、高い水準となりますが、錦海塩田跡地貸付収入等による基金残高の増により平成33年度以降は減少する見込みです。



【財政運営適正化計画(普通会計) 平成29年度~平成38年度】

(%/	押以	伸率%	0.1%				%6:0 ∇	%6.0 ∇	∆ 1.0%	6.4%			△ 10.2%		△ 3.5%	7.2%	0.7%
(単位:百万円	平成38年度	推計額庫	5,458	152	684	24	3,940 2	7 88 7	332 2	2,684	491	120	745		143 2	989	15,849
	平成37年度	推計額伸率%	5,452 \\ \Delta 0.0%	152	684	24	3,975 △ 0.6%	89 \\Delta 0.4%	335 \\ \Delta \ 1.6%	2,523 1.8%	491	120	829 \\ \tau 10.6%		148 2.7%	922 \\ \text{\Delta} 15.3%	15,744 \\ \text{\$\text{\$\text{\$1.6\%}}}
	庚	伸率%	№ 1.6%				1.4%	△ 0.4%	1.0%	△ 2.5%			△ 3.2%		△ 2.2%	7.6%	△ 0.3%
	平成36年	推計額	5,453	152	684	24	4,000	68	341	2,478	491	120	927		144	1,089	15,992
	遊	伸率%	△ 0.2%				∆ 1.0%	△ 3.1%	Δ 0.5%	1.8%	491 \Q 02%		11.3%		1.9%	△ 18.7%	6,043 \\ \Delta \) 0.9%
	平成35年度	推計額	5,544	152	684	24	3,943	06	337	2,541	491	120	958		147	1,012	16,043
	速	伸率%	0.2%				△ 1.3%	0.9%	1.8%	2.5%	492 \Q 0.3%		Δ 53.3%		45 A 1.3%	Δ 35.5%	89 \Q 92%
	平成34年度	推計額	5,558	152	684	24	3,984	93	339	2,495	492	120	861		145	1,244	16,189
	英	伸率%	△ 2.1%				3.0%	№8 ∇	△ 2.3%	△ 3.8%			∆ 15.3%		47 \Q 5.5%	7.1%	7,829 \Q 1.8%
	平成33年	推計額	5,547	152	684	24	4,036	92	333	2,433	493	120	1,841		147	1,928	17,829
	赿	伸率%	△ 1.0%		△ 2.3%		№ 0.8%	8.5%	0.5%	△ 1.8%	15.2%	120 \Q 2.4%	106.0%		△ 64.9%	△ 34.9%	∆ 12%
	平成32年度	推計額	5,663	152	684	24	3,918	101	340	2,529	493	120	2,173		155	1,799	18,151
	赿	伸率%	9.8%		△ 2.3%		№8.6 ∇	△ 9.4%	%0.0	△ 4.4%	41.2%		3.2%	∆ 100.0%	△ 5.6%	16.1%	№8.0 ∇
	平成31年度	推計額	5,719	152	△ 007	24	3,949 △	93	339	2,576	428	123	1,055		441	2,766	18,365
	平成30年度	推計額 伸率%	5,207 \Q 0.7%	152	716	24	4,377 △ 3.0%	102 9.1%	339 🛆 1.1%	2,694 △ 1.6%	303 32.8%	123	1,023 \\ \text{\alpha} 24.0%	610 \\ \text{\Delta} 28.2\%	467 △ 1.0%	2,382 \\ \text{\alpha} 3.8\%	18,519 \Q 4.1%
	斑	伸率%	0.2%	Δ 3.2%	2.1%	9.8%	△ 8.1%	△ 19.4%	12.0%	8.5%	△ 58.9%	3.1%	50.6%	△ 16.7%	132.3%	41.3%	4.4%
	平成29年度	推計額	5,245	152	716	24	4,514	94	342	2,739	228	123	1,346	849	472	2,475	19,320
1. 歳 入	1		地 方 税	地方譲与税	利子割 等交付金	地方特例交付金	地方交付税	分担金・負担金	使用料・手数料	国庫・県支出金	財産収入	寄附金	繰入金	繰越金	諸 収 入	市	歳 入 合 計

		平成29年度	年度	平成30年度	<b>羊</b> 度	平成31年度	F度	平成32年度		平成33年度	<b>戸</b>	平成34年度	H-M	平成35年度	極	平成36年度	英	平成37年度	. 英	平成38年度	斑
<u>«I</u>	į.	推計額	[	推計額	伸率%	推計額	年率%	推計額伸率%	率% 推	計額伸率%	퐾	計額伸	伸率% 計	推計額	伸率% 計	推計額	伸棒%	推計額	伸率%	推計額	伸率%
人	費	3,142	2 4.6%	3,156	3 0.4%	3,173	%9.0	3,163 \\ \Delta \) 0.3%	0.3%	3,125 \\ \Delta 12%	2%	3,090 △ 1.1%	1.1%	3,056	3,056 \Q 1.1%	3,058	0.1%	3,074	0.5%	3,089	0.5%
物件	革	2,959	9 22.8%	2,938	8 △ 0.7%	2,737	₩8.9 ∇	2,721 \\ \D 0.6%	%9°C	2,698 \\ \text{\alpha} \) 0.8%	.8%	2,686 △ 0.4%	, 0.4%	2,667	2,667 \Q 0.7%	2,641	2,641 \Q 1.0%	2,666	1.0%	2,598	2,598 △ 2.6%
維持補	修費	12	129 19.2%	116	\$ △ 10.3%	113	13 \\ \Delta 2.2%	111 \\ \Delta 22%	2.2%	111 \\ \D 0.3%	3%	110 \Q 0.9%	%6.0 1	156	42.8%	185	18.4%	100	△ 45.9%	100	100 \Q 0.2%
扶助	費	2,655	5 0.4%	2,616	3 △ 1.4%	2,651	1.3%	2,691	1.5%	2,727	1.3%	2,753	1.0%	2,744	2,744 \\Delta 0.3%	2,769	%6.0	2,794	0.9%	2,818	%8.0
補 助 費	5 美	941	.1 △ 25.8%	837	7 \\ \D 11.0%	827	△ 1.3%	823 \\ \Delta 0.5%	0.5%	834 1.	1.3%	785 \Q 5.8%	, 5.8%	777	777 \Q 1.0%	773	773 \Q 0.6%	798	3.2%	772	△ 3.2%
普通建設事	5 業費	2,704	14 52.4%	3,004	11.1%	3,213	7.0%	3,383	5.3%	3,011 \rightarrow 11.0%	%0''	1,310 \\ \text{\Delta} 56.5\%	, 56.5%	1,174	,174 △ 10.4%	1,237	5.3%	985	△ 20.4%	1,172	19.0%
災害復旧事	事業費		∆ 100.0%																		
公債	費	1,714	4 5.3%	1,625	5 \Q 5.2%	1,757	8.1%	1,818	3.5%	1,953 7.	7.4%	2,021	3.5%	1,978	1,978 \Q 2.1%	1,877	,877 △ 5.1%	1,860	860 △ 098,	1,819	,819 △ 2.2%
積立	徘	681	1 \\ \ 58.7%	748	3 9.9%	556	△ 25.6%	621	11.7%	621		621		621		621		621		621	
投資•出資•貸	貸付金	1,482	1.2%	1,314	<b>‡</b> △ 11.3%	1,153	△ 12.2%	569	₽ 20.6%	526 \Q 7.5%	.5%	531	%6.0	549	3.3%	564	2.7%	577	2.3%	588	2.0%
輸出	徘	2,303	3 27.9%		2,164 △ 6.0%	2,184	%6.0	2,251	3.1%	2,223 \\ \Delta \tau 12%	2%	2,281	2.6%	2,319	1.6%	2,267	2,267 △ 2.2%	2,269	0.1%	2,270	0.1%
<ul><li>税</li><li>日</li><li>中</li></ul>	盂	18,710	0 5.9%		18,519 △ 1.0%	18,365	18,365 △ 0.8%	18,151 △ 12%	12%	17,829 △ 1.8%	.8%	16,189 △ 92%	, 9.2%	16,043 △ 0.9%	%6:0 ∇	15,992 △ 0.3%	△ 0.3%	15,744	15,744 △ 1.6%	15,849	0.7%

H

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
基金調整後	610	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 基金残高の推移										
\tau	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
財政調整基金	4,452	3,715	3,084	2,026	617	17				
減債基金	985	982	982	982	985	985	357			
特定目的基金計	4,057	4,237	4,396	3,928	4,145	4,531	4,868	4,945	4,764	4,667
区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
東	17,113	17,995	19,120	19,210	19,285	18,608	17,726	17,016	16,149	15,383
成										
区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
経常収支比率	83.6	86.7	87.9	90.5	92.3	94.5	8.96	99.1	101.3	103.6
実質赤字比率	I	I	I	I	Τ	I	I	I	I	I
連結実質赤字比率				1	I	I				
実質公債費比率	10.2	10.5	10.5	10.6	10.8	10.9	11.1	11.1	11.2	11.2
帝 来 負 哲 比 率	74.8	0.96	119.1	138.1	151.3	151.0	143.6	133.1	123.0	107.3
	+	_	-	+	1				1	

# ■用語解説

■用語解說	
	歳み・歳出関連
一般財源	使い道が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。市税、 地方交付税など。
特 定 財 源	国県支出金、使用料、手数料など、使途が特定されている財源。
市税	市民税、固定資産税、軽自動車税など市の行政サービスの基本的な財源。
地方交付税	地域によって地方税収入に差があるため、標準的な行政を行うために国から 国税の一部が交付される。普通交付税と特別交付税がある。
市 債	地方公共団体が資金調達のために借り、その返済が一会計年度を越えて行われる借金。このうち臨時財政対策債は、地方に必要な普通交付税に対し国税が不足するため、その代替えとして発行される借金。
人 件 費	職員などに対し勤労の対価として支払われる経費。報酬、給料、共済費等。
物 件 費	光熱水費・通信運搬費などの内部管理経費。臨時職員給、各種委託料等。
扶 助 費	各種法令や市単独の施策に基づき、生活保護者・児童・高齢者等に対して支 給する費用。
補助費等	一部事務組合負担金、企業会計への補助金、各種団体への補助金・負担金。
繰 出 金	特別会計などに対し収支不足の補塡や繰出基準により支出される経費。
公 債 費	市が借り入れた市債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額。
普通建設事業費	土木農林水産施設、教育施設など、公共施設の整備にかかる建設経費。
	財政分析関連
普 通 会 計	地方公共団体間の比較のため、公営事業会計以外の会計をまとめたもの。当市では平成25年度からは一般会計のみ。
標準財政規模	地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、市税、譲与税、交付金、 普通交付税の合計額等により算出するもの。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税、普通交付税等を中心とする 経常的な一般財源がどの程度充当されているかをみることにより、財政構造 の弾力性を判断するための指標。
財政健全化法	財政の健全性に関する比率の公表を義務付け、健全化判断比率以上の場合には財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めている。当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、財政の健全化に資することを目的としている。
実質赤字比率	一般会計等(普通会計)を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。本市においては、13.21%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となる。
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。本市においては、18.21%以上で財政健全化団体に、30%以上で財政再生団体となる。
実質公債費比率	公営企業会計の公債費にあたる繰り出し部分などを加えた実質的な元利償還費の水準を測る指標。18%以上になると市債の発行にあたり県の許可が必要。25%以上で財政健全化団体に、35%以上で財政再生団体となる。
将来負担比率	普通会計の市債残高に加えて将来にわたる公営企業や一部事務組合、債務負担行為の元金償還に相当する負担見込額、退職手当の支給予定額、外郭団体の債務負担見込額など将来負担すべき実質的な負債を表す指標。350%以上で財政健全化団体となる。
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。20%以上で経営健全化団体となる。
ラスパイレス指数	国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を指数により示したもの。